

2018年度 診療報酬改定 第1弾

～疾患別リハビリテーション料～

	脳血管	運動器	廃用症候群	心大血管	呼吸器	がん
標準的 算定日数	180日	150日	120日	150日	90日	なし
施設基準Ⅰ	245点	185点	180点	205点	175点	205点
施設基準Ⅱ	200点	170点	146点	125点	85点	—
施設基準Ⅲ	100点	85点	77点	—	—	—

医師等の従事者の常勤配置に関する要件の緩和

医師については、小児科・産婦人科・その他専門性の高い特定の領域や夜間の緊急対応の必要性が低い項目について、週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤加算でも配置可能とする。

医療と介護の連携に資する リハビリテーション計画書の様式等の見直し

現行

《リハビリテーション総合計画評価料》

→300点

[算定要件]

心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
がん患者リハビリテーション料
又は認知症患者リハビリテーション料の算定患者

改訂

《リハビリテーション総合計画評価料1》

→300点

[算定要件]

心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
がん患者リハビリテーション料、又は認知症患者並びに脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)又は運動器リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)の算定患者のうち
介護保険のリハビリテーション事業所への移行が見込まれない患者(※1)

《リハビリテーション総合計画評価料2》

→240点

[算定要件]

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)、廃用症候群リハビリテーション(Ⅰ・Ⅱ)又は運動器リハビリテーション料(Ⅰ・Ⅱ)の患者のうち、**介護保険のリハビリテーション事業所への移行が見込まれる患者(※1)**

※1 通所・訪問リハ等

《改定後は…》
様式共有化(医療と介護)
新たに簡略化した書式